

事務連絡
令和2年3月30日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体の
引渡しの取扱いについて（周知）

今般の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に鑑み、新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方（検査中の方など）の遺体の引渡しの取扱いについて下記のとおりとしましたので、貴管内の医療機関等に対しても周知いただきますようお願いいたします。

記

新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方（検査中の方など）の遺体の引渡しの取扱いについて、医療機関等は、遺体が新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いのある場合、感染拡大防止の観点から、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にその旨の伝達の徹底をお願いします。

なお、その際は、伝える相手を必要最低限とするなどプライバシー保護にも十分配慮して下さい。

また、これをもとに、当省ホームページの「新型コロナウイルスに関するQ & A」も一部変更しましたのでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_ever_qa_00004.html#Q21